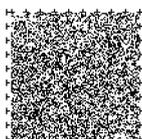


## 第5章 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標

### (第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画)

第5期調布市障害福祉計画・第1期調布市障害児福祉計画では、障害者総合支援法に定める「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに児童福祉法に定める「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」について、計画期間（平成30年度から平成32年度）におけるその必要な見込み量と、それらの提供体制を確保するための方策を定めます。



## 1 障害福祉サービス等の見込み量

ここで言う「障害福祉サービス等」とは、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「相談支援」及び児童福祉法に基づく「障害児通所支援」「障害児相談支援」の総称として用います。

これらは、それぞれの法令にサービスの内容、基準等が示されており、全国で統一的に実施するサービスとされています。

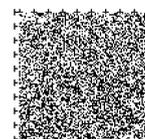
### 【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

調布市が支給決定の実施主体となっている利用者を対象としています。

各サービスにおける実績及び見込み量は、利用時間数及び利用日数については各年度の年間合計の数値を、利用者数については年間の実利用者数を記載しています。

平成 29 年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、平成 29 年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。

「(2) 日中活動系サービス」及び「(5) 児童通所サービス」においては、第 4 期計画までは調布市においては、年間の実利用人数のみを見込み量として定めていましたが、より利用実態に即した内容とするため、第 5 期より述べ利用日数についても計画に含めることとします。

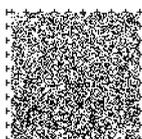


## (1) 訪問系サービス

### サービスの概要

ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内容
居宅介護	ヘルパーが利用者の自宅を訪れ、生活の支援を行います。以下の4つからなっており、総称して「居宅介護」と言います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・身体介護 ... 入浴，排せつ，食事などの介護</li><li>・家事援助 ... 掃除，洗濯，食事づくりなどの家事の支援</li><li>・通院等介助 ... 病院などへの通院の介助</li><li>・乗降介助 ... 介護タクシー等の利用に伴う乗り降りの介助</li></ul>
重度訪問介護	重度の肢体不自由，知的障害，精神障害又は難病により常に介護を必要とする人に，自宅で，入浴，排せつ，食事の介護，外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある方の移動（外出）時に，視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護，排せつ・食事等の介護を行います。一般的には「ガイドヘルパー」とも呼ばれます。
行動援護	知的障害，精神障害により行動に著しい困難のある人が行動するときに，危険を回避するために必要な支援，外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	特に重度の障害により介護の必要性が著しく高い人に，自宅での介護や外出，作業所などでの日中の活動，居住の場など生活に関わる複数のサービスを包括的に提供します。



## 第4期計画の評価と今後の課題

重度訪問介護，同行援護，行動援護の利用実績は，計画値以上の増加となっています。

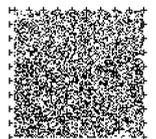
重度訪問介護は，入所施設からの地域移行等による新規利用者の増加が続いています，

同行援護については，平成27年10月より，調布市の支給基準の見直し（上限時間数の引上げ）を行いました。一人あたりの利用時間数が増加しています。

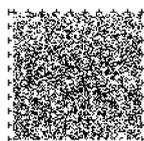
行動援護については，平成27年度に市内で新たに2か所のサービス提供事業所が開設しました。一人当たりの利用時間数が増加しています。

利用ニーズの増加に対して，従事者（ヘルパー）の不足により，希望する日時や内容でサービスが提供できる事業所が見つからない等の事例が見られ，利用者数の増加に対応できる従事者（ヘルパー）の確保と育成が課題です。

重度知的障害者の余暇，外出支援のため，専門性のある行動援護従事者の確保が課題です。



サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
居宅介護	利用時間数 (時間)	計画	18,300	19,200	20,000
		実績 (計画比)	<b>17,531</b> (95.8%)	<b>19638.75</b> (102.3%)	<b>20,112</b> (100.6%)
	利用者数 (人)	計画	250	260	270
		実績 (計画比)	<b>236</b> (94.8%)	<b>254</b> (97.7%)	<b>255</b> (94.4%)
重度訪問介護	利用時間数 (時間)	計画	120,000	125,300	130,800
		実績 (計画比)	<b>138,065.5</b> (115.1%)	<b>146,409</b> (116.8%)	<b>155,750</b> (119.1%)
	利用者数 (人)	計画	49	51	53
		実績 (計画比)	<b>57</b> (116.3%)	<b>58</b> (113.7%)	<b>53</b> (100.0%)
同行援護	利用時間数 (時間)	計画	7,900	8,300	8,600
		実績 (計画比)	<b>8,442.5</b> (106.7%)	<b>10,445</b> (125.8%)	<b>11,060</b> (128.6%)
	利用者数 (人)	計画	42	44	46
		実績 (計画比)	<b>44</b> (104.8%)	<b>45</b> (102.3%)	<b>45</b> (97.8%)
行動援護	利用時間数 (時間)	計画	7,800	8,200	8,600
		実績 (計画比)	<b>7,548.5</b> (96.8%)	<b>8,953</b> (109.2%)	<b>9,544</b> (111.0%)
	利用者数 (人)	計画	51	53	55
		実績 (計画比)	<b>54</b> (105.9%)	<b>55</b> (103.8%)	<b>58</b> (103.6%)
重度障害者等 包括支援	利用時間数 (時間)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
	利用者数 (人)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
合計	利用時間数 (時間)	計画	154,000	161,000	168,000
		実績 (計画比)	<b>171,587.5</b> (111.4%)	<b>185,455.75</b> (115.2%)	<b>196,466</b> (116.9%)
	利用者数 (人)	計画	394	410	426
		実績 (計画比)	<b>391</b> (99.2%)	<b>412</b> (100.5%)	<b>411</b> (96.5%)



【基本的な考え方】

利用者一人ひとりに必要とされるサービス量の提供が保障されることを基本と考えます。

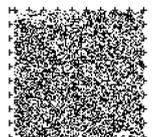
利用者数、利用時間数ともに、制度開始以降現在まで増加傾向にあります。今後も、以下の要因からこの傾向は続くこと考えます。

- ・地域移行によるニーズの増加
- ・相談支援等を通じた潜在的ニーズの掘り起こし
- ・既存ニーズに対してこれまで十分利用できていなかった利用者について、提供体制の確保による一人当たり利用時間数の増加

第4期中の各サービスの増加傾向を基に、第5期中のサービス量を見込みます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	利用時間数 (時間)	20,112	20,500	21,000	21,500
	利用者数 (人)	255	260	265	270
重度訪問介護	利用時間数 (時間)	155,750	164,000	172,000	180,000
	利用者数 (人)	53	55	57	59
同行援護	利用時間数 (時間)	11,060	11,400	11,700	12,000
	利用者数 (人)	45	47	49	51
行動援護	利用時間数 (時間)	89,544	10,000	10,500	11,000
	利用者数 (人)	58	60	62	64



重度障害者等 包括支援	利用時間数 (時間)	0	0	0	0
	利用者数 (人)	0	0	0	0
合計	利用時間数 (時間)	196,466	205,900	215,200	224,500
	利用者数 (人)	411	422	433	444

「重度障害者等包括支援」は、事業所がきわめて少なく(都内5か所。平成29年9月時点)、市内にも事業所がないことから、利用を見込んでいません。

### 【提供体制確保のための方策】

調布市福祉人材育成センターにおける事業を推進し、従事者(ヘルパー)の育成・確保による供給体制の整備を推進します。各養成研修に加え、資格取得者への就職へのマッチング、フォローアップやネットワークづくりによる離職防止や事業所の参入等を促進し、総合的、効率的な福祉人材の育成体制を構築することで、引き続き人材の量的な確保と質の向上を図ります。

調布市福祉人材育成センターにおいて、新たに行動援護従事者養成研修を実施します。



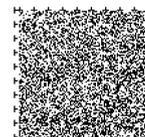
## (2) 日中活動系サービス

### サービスの概要

施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動及び生産活動の機会を提供します、
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者・難病患者に対し、18 か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な身体機能の維持・向上のための訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に対し、24 か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な生活能力の維持・向上のための訓練を行います。 住居を提供し宿泊により訓練を行う「宿泊型自立訓練」もあります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対し、24 か月を限度として、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A型	一般企業などでの就労が困難な人に対し、雇用契約により働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B型	一般企業などでの就労が困難な人のうち、障害の程度や年齢等の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般企業などで就労している人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。 (平成30年4月から新設されるサービスです。)

1 「生活介護」の実績及び見込み量の算定においては、障害児施設に入所している18歳以上の入所者の利用分を除いて算定しています。



( 27 年度 : 4 人 , 28 年度及び 29 年度 : 5 人 )

- 2 「就労移行支援」の実績及び見込み量の算定においては、「就労面のアセスメント」のための利用分は、短期間の利用であるため除いて算定しています。( 27 年度 : 10 人 , 28 年度 : 10 人 , 29 年度 : 8 人 )

#### 第 4 期計画の評価と今後の課題

新たに事業所開設を行う事業者への開設相談や、開設経費に係る補助金による支援を行い、サービスの拡大と日中活動場所の整備を進めました。市内初となる就労継続支援 A 型事業所が開設し、利用実績が増加しています。

今後も特別支援学校等卒業生を始め、新規利用者も引き続き増加傾向にあり、今後も様々な利用者のニーズに応じた継続的な整備が必要です。

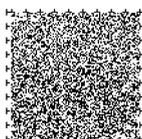
調布市こころの健康支援センターにおけるデイ事業について、障害者総合支援法に基づく「自立訓練（生活訓練）」事業に移行し、事業費確保による利用者拡大を図りました。

事業所の拡大の一方で、重度知的障害者、発達障害者、高齢障害者など、利用者の障害内容に応じた支援員の専門性の向上も必要です。

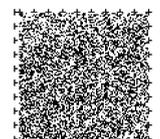
#### 第 4 期計画中の事業所開設数

第 4 期計画中の開設支援見込数 : 4 か所以上

年度	開設数	サービス種別
27 年度	1 か所	自立訓練（生活訓練） （こころの健康支援センターデイ事業の移行）
28 年度	1 か所	就労継続支援 A 型 （うち市開設補助 1 か所）
29 年度	4 か所	就労継続支援 B 型（2 か所） 多機能型（生活介護，就労継続支援 B 型） 就労移行支援（平成 29 年 11 月開所予定） （うち市開設補助 2 か所（補助金交付は 28 年度））



サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
生活介護	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	84,782	83,665	88,290
	利用者数 (人)	計画	391	399	408
		実績 (計画比)	393 (100.5%)	402 (100.8%)	410 (100.5%)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	400	0	164
	利用者数 (人)	計画	5	5	5
		実績 (計画比)	2 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型含む。	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	6,657	7,537	7,756
	利用者数 (人)	計画	145	145	145
		実績 (計画比)	140 (96.6%)	133 (91.7%)	132 (91.0%)
就労移行支援	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	7,311	9,103	8,956
	利用者数 (人)	計画	79	83	86
		実績 (計画比)	79 (100.0%)	101 (121.7%)	80 (93.0%)
就労継続支援 A型	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	1,764	3,423	4,572
	利用者数 (人)	計画	6	7	8
		実績 (計画比)	14 (233.3%)	28 (400.0%)	25 (312.5%)
就労継続支援 B型	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	79,612	83,607	88,350
	利用者数 (人)	計画	542	553	566
		実績 (計画比)	572 (105.5%)	601 (108.7%)	593 (104.8%)

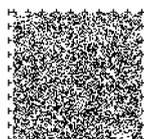


【基本的な考え方】

利用者の意向，障害の程度，年齢等，その人に合った活動の場が整備されることを基本とします。

今後の特別支援学校等卒業生に必要な日中活動場所が確保されるよう，卒業生の見込み数及び利用が想定されるサービス種別等の推計から，必要なサービス量を見込みます。

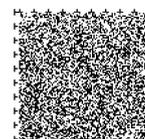
就労定着支援（平成30年度からの新設サービス）は，福祉施設から一般就労に移行した利用者数の実績をもとに利用者数を見込みます。



## 【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度	31年度	32年度
生活介護	利用日数 (日)	88,290	92,400	94,600	96,800
	利用者数 (人)	410	420	430	440
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (日)	164	750	750	750
	利用者数 (人)	1	5	5	5
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型含む。	利用日数 (日)	7,756	7,750	7,750	7,750
	利用者数 (人)	132	140	140	140
就労移行支援	利用日数 (日)	8,956	8,600	9,100	9,600
	利用者数 (人)	80	86	91	96
就労継続支援 A型	利用日数 (日)	4,572	4,700	5,000	5,300
	利用者数 (人)	25	28	30	32
就労継続支援 B型	利用日数 (日)	88,350	90,000	91,500	93,000
	利用者数 (人)	593	600	610	620
就労定着支援	利用人数 (人)	-	3	5	7

第4期計画までは調布市においては、年間の実利用人数のみを見込み量として定めていましたが、より利用実態に即した内容とするため、第5期より述べ利用日数についても計画に含めることとします。

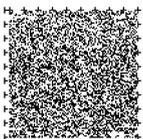


## 【提供体制確保のための方策】

開設経費の補助については、平成 28 年度から導入した補助対象事業者の公募制を継続し、より利用者のニーズ及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。

施設運営に係る各種補助制度を継続し、日中活動系サービス事業所の安定的運営の支援を行います。

新設サービスである「就労定着支援」については、今後国から示される事業所の指定基準、従事者の要件等を踏まえつつ、市が設置する就労移行支援事業所である「すまいる分室」での実施を検討します。



### (3) 居住系サービス

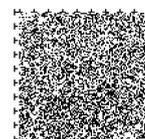
#### サービスの概要

利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、日中の時間帯は別途何らかの「日中活動系サービス」を利用します。対象となるサービスは、次のとおりです。

サービス名称	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で主に日中に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行います。
共同生活援助 (グループホーム)	入所施設よりも小規模な共同生活を行う住居で、食事や掃除などの家事支援、日常生活上の相談支援のほか、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護、日中活動利用支援などを行います。
自立生活援助	地域で単身生活をしている人などに対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 (平成30年4月から新設されるサービスです。)
短期入所 (ショートステイ)	自宅での介護者の病気などの理由により、短期間の入所が必要な人に対し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

「施設入所支援」の実績及び見込み量の算定においては、障害児施設に入所している18歳以上の入所者の利用分を除いて算定しています。

(27年度：4人、28年度及び29年度：5人)



## 第4期計画の評価と今後の課題

施設入所支援は、地域移行や長期入院による退所等による減少が新規入所者を上回り、全体数としては減少しています。

市内2か所めの重度重複障害者グループホームの開設支援を行い、平成29年2月に開設しました。また、当該グループホームで重度重複障害者を対象とした緊急一時保護事業(市単独事業のショートステイ)を開始しています。

### 第4期計画中のグループホーム開設数

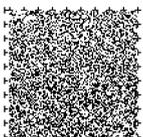
第4期計画中の開設支援見込数：3か所以上

年度	開設数	主な対象者
27年度	0か所	
28年度	3か所	知的障害者2か所、重度重複障害者1か所
29年度	0か所	

グループホームへの防災設備(スプリンクラー設備等)の設置に対して補助を行い、利用者の安全確保を図りました。

グループホームの量的拡大に伴い、人材確保やグループホーム同士のネットワーク構築も課題です。また、量的拡大だけでなく、利用者の高齢化、重度化や、様々な障害のニーズに対応したグループホームの整備も課題です。

グループホームの設置や地域での暮らしにあたっては、近隣住民の障害理解が不可欠であり、差別解消や障害理解を促進する取組も必要です。



サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	利用者数 (人)	計画	143	141	139
		実績 (計画比)	<b>146</b> (102.1%)	<b>144</b> (102.1%)	<b>142</b> (102.2%)
療養介護	利用者数 (人)	計画	23	23	24
		実績 (計画比)	<b>22</b> (95.7%)	<b>21</b> (91.3%)	<b>20</b> (83.3%)
共同生活援助	利用者数 (人)	計画	193	200	207
		実績 (計画比)	<b>200</b> (103.6%)	<b>222</b> (111.0%)	<b>220</b> (106.3%)
短期入所	利用日数 (日)	計画	5,750	6,050	6,350
		実績 (計画比)	<b>5,972</b> (103.9%)	<b>6,916</b> (114.3%)	<b>7,332</b> (115.5%)
	利用人数 (人)	計画	130	135	140
		実績 (計画比)	<b>149</b> (114.6%)	<b>160</b> (118.5%)	<b>160</b> (114.3%)

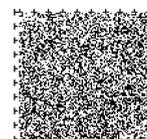
## 第5期計画におけるサービス見込み

### 【基本的な考え方】

入所施設や精神科病院への入院等からグループホームへの地域移行を進めるため、また、障害者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、グループホームの利用拡大が今後も必要です。

各年度においてグループホーム1か所程度の開設を見込みます。

施設入所支援については、現在の利用者数(138人。平成29年9月末時点)を基礎に、今後の地域移行等による退所者数と新規の利用者数をほぼ同一と想定し、利用者数を見込みます。



## 【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	利用者数 (人)	142	140	138	136
療養介護	利用者数 (人)	20	21	21	22
共同生活援助	利用者数 (人)	220	228	236	244
自立生活援助	利用者数 (人)	-	3	4	5
短期入所	利用日数 (日)	7,352	7,500	7,750	8,000
	利用者数 (人)	160	165	170	175

## 【提供体制確保のための方策】

グループホームの新規開設及び運営に係る各種補助制度を継続し，市内におけるグループホームの利用拡大を推進します。

グループホームの設置について地域での協力や理解が得られるよう，事業者からの相談に応じるとともに，市民全体への障害理解の普及促進を図ります。

今後新規に開設するグループホームへの短期入所枠の設置を推進します。



## (4) 相談支援

### サービスの概要

利用者や保護者との相談を通じて、サービス全体の利用調整や、地域生活の支援を行うサービスです。

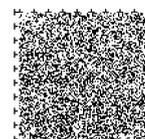
サービス名称	内容
計画相談支援	障害者総合支援法に基づくサービス <sup>(1)</sup> を利用する人の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用が始まったら、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。
地域移行支援	施設等に入所している障害者または精神科病院等に入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や訪問等の支援を行います。
障害児相談支援	児童福祉法に基づくサービス <sup>(2)</sup> を利用する児童や保護者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用が始まったら、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。

「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」とは・・・

障害福祉サービス等を利用されている方が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するためにつくる計画です。計画の内容は、市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、実際のサービス利用時には、支援に関わる人たちの「共通目標」となります。

計画により利用者の意向をサービスに反映しやすくなり、一つの計画をもとに関係者が情報を共有することで、より一体的な支援を受けることができます。

- 1 訪問系サービス(130ページ)、日中活動系サービス(135ページ)、居住系サービス(141ページ)の全てと、地域移行支援、地域定着支援を指します。
- 2 児童通所サービス(148ページ)の全てを指します。



## 第4期計画の評価と今後の課題

各サービスとも、相談支援事業所の不足により、計画で見込んだサービスの拡大が図れませんでした。相談支援専門員の量的・質的な拡大が必要です。

平成27年度以降、全ての利用者について必須とされた「サービス等利用計画」(障害児支援利用計画)も、現状では、計画相談支援では約40%、障害児相談支援では約80%の利用者が「セルフプラン」による作成となっています。

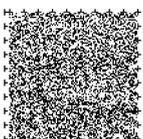
サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	利用者数 (人)	計画	1,400	1,450	1,500
		実績 (計画比)	<b>696</b> (49.7%)	<b>787</b> (54.3%)	<b>800</b> (53.3%)
地域移行支援	利用者数 (人)	計画	6	6	6
		実績 (計画比)	<b>4</b> (66.7%)	<b>0</b> (0.0%)	<b>3</b> (50.0%)
地域定着支援	利用者数 (人)	計画	20	30	40
		実績 (計画比)	<b>1</b> (5.0%)	<b>2</b> (6.7%)	<b>2</b> (5.0%)
障害児相談支援	利用者数 (人)	計画	310	330	350
		実績 (計画比)	<b>75</b> (24.2%)	<b>79</b> (23.9%)	<b>80</b> (22.9%)

## 第5期計画におけるサービス見込み

### 【基本的な考え方】

いわゆる「セルフプラン」による対応は、法の趣旨を踏まえ、利用者等の自由な意思決定に基づくものを除き、必要最低限度とすることを基本とし、今後も順次「セルフプラン」から相談支援事業所による計画作成への移行を推進します。

サービスを利用する全ての障害者・障害児が計画相談支援・障害児相談支援を利用することが原則とされていることから、サービス全体の利用者数の伸びを勘案して必要量を見込みます。



施設入所者の地域移行，精神科病院の長期入院患者の退院の促進を図るとともに，在宅障害者が地域生活を継続できる取組を実施します。

単身で生活する障害者が安心して地域生活を継続できるよう，地域定着支援の拡大を図ります。

### 【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	利用者数 (人)	800	1,400	1,450	1,500
地域移行支援	利用者数 (人)	3	6	6	6
地域定着支援	利用者数 (人)	2	20	30	40
障害児相談支援	利用者数 (人)	80	310	330	350

### 【提供体制確保のための方策】

新たに相談支援事業を実施する事業所の開設を促進するため，引き続き，事業者との相談対応，開設への働きかけ等を行います。また，高齢福祉分野との連携促進を図るため，介護保険における居宅介護支援(ケアマネジャー)事業所の参入促進を図ります。

調布市障害者地域自立支援協議会に設置している専門部会「サービスのあり方検討会」を通じて，相談支援専門員の質の向上及び均質化と，事業所間の情報共有を推進し，適切な福祉サービスの調整を実施します。



## (5) 児童通所サービス

### サービスの概要

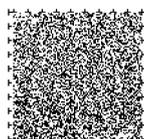
障害のある，または障害のおそれのある児童について，施設への通所などにより，必要な療育を実施するサービスです。(児童福祉法に基づくサービスです。)

サービス名称	内容
児童発達支援	障害児に対し，通所により日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練などを行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し，児童発達支援と同様のサービスに加え，医療機関での治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障害児に対し，授業の終了後または休業日に通所により生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進などの活動を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等の状態にあり，障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し，居宅を訪問して発達支援を行います。 (平成30年4月から新設されるサービスです。)
保育所等 訪問支援	障害児が通う保育所等を専門スタッフが定期的に訪問し，その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

### 第4期計画の評価と今後の課題

放課後等デイサービスは，量的拡大が進み，第4期計画の期間中に事業所数も1.5倍(12事業所→19事業所)に増加しています。一方で，肢体不自由児，重症心身障害児が利用できる事業所は限られており，医療的ケアの必要な児童も含め，今後も整備が必要です。

平成29年10月に，市内に重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所が開設しています。

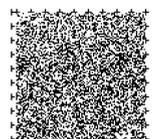


第4期計画中の事業所開設数

第4期計画中の開設支援見込数：2か所以上

年度	開設数	備考
27年度	4か所	うち市開設補助2か所
28年度	0か所	
29年度	4か所	うち1か所は重症心身障害児対象

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	<b>8,803</b>	<b>9,240</b>	<b>9,940</b>
	利用者数 (人)	計画	84	87	90
		実績 (計画比)	<b>76</b> (90.5%)	<b>103</b> (118.4%)	<b>120</b> (133.3%)
医療型 児童発達支援	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	<b>417</b>	<b>423</b>	<b>400</b>
	利用者数 (人)	計画	8	8	8
		実績 (計画比)	<b>8</b> (100.0%)	<b>6</b> (75.0%)	<b>6</b> (75.0%)
放課後等 デイサービス	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	<b>29,597</b>	<b>35,752</b>	<b>40,942</b>
	利用者数 (人)	計画	255	270	285
		実績 (計画比)	<b>263</b> (103.1%)	<b>291</b> (107.8%)	<b>325</b> (114.0%)
保育所等 訪問支援	利用日数 (日)	計画	-	-	-
		実績	<b>33</b>	<b>16</b>	<b>12</b>
	利用者数 (人)	計画	5	6	7
		実績 (計画比)	<b>4</b> (80.0%)	<b>3</b> (50.0%)	<b>2</b> (28.6%)



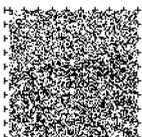
【基本的な考え方】

児童発達支援，放課後等デイサービスでは，事業所の新規参入が現在も続いていることから，今後も一定程度利用が伸びる傾向は継続すると見込みます。一方で，今後は肢体不自由児，重症心身障害児，医療的ケアを必要とする児童などの重度の障害のある児童の利用先の確保に優先して取り組みます。

保育所等訪問支援は，市内で唯一の事業所である「子ども発達センター」での受け入れを想定している人数を見込み量として定めます。

【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	利用日数 (日)	9,940	11,300	11,700	12,100
	利用者数 (人)	120	125	130	135
医療型 児童発達支援	利用日数 (日)	400	450	450	450
	利用者数 (人)	6	8	8	8
放課後等 デイサービス	利用日数 (日)	40,942	41,800	43,700	45,600
	利用者数 (人)	325	335	350	365
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (日)	-	24	36	48
	利用者数 (人)	-	2	3	4
保育所等 訪問支援	利用日数 (日)	24	60	60	60
	利用者数 (人)	2	5	5	5



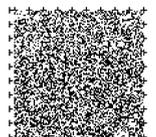
## 【提供体制確保のための方策】

開設経費の補助については、平成 28 年度から導入した補助対象事業者の公募制を継続し、肢体不自由児、重症心身障害児、医療的ケアの必要な児童等、より利用者のニーズに対して不足している分野及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。

施設運営に係る各種補助制度を継続し、児童通所サービス事業所の安定的運営の支援を行います。

新設サービスである「居宅訪問型児童発達支援」については、今後国から示される事業所の指定基準、従事者の要件等を踏まえつつ、市が設置する「調布市子ども発達センター」での実施を検討します。

子ども発達センターでの「保育所等訪問支援」サービスの一層の周知を図ります。



## 2 地域生活支援事業の見込み量

「地域生活支援事業」は、「障害福祉サービス」と同様に「障害者総合支援法」に基づくサービスですが、こちらは全国統一の基準でなく、サービスの内容を都道府県、市町村などの自治体で定め、地域の実情に合わせて実施する事業です。実施する内容や形態（直営・委託・補助など）とそれに係る事業者の報酬、利用者負担額などの仕組みは自治体により異なります。

全ての自治体が原則実施するとされている「必須事業」と、市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。

特に専門性の高い事業、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が地域生活支援事業として実施します。

（参考例）東京都地域生活支援事業

- ・発達障害者支援センター運営事業
- ・高次脳機能障害支援普及事業
- ・障害児等療育支援事業
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業 など

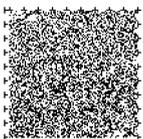
### 【各事業の実績及び見込み量の表記について】

各事業における実績及び見込み量は、各年度の年間合計の数値を記載しています。

一部の事業については、事業の性格上、国の基本指針に沿って見込み量を数値ではなく「事業の実施の有無」で定めます。

平成 29 年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、平成 29 年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。

一部の事業については、事業の性格上、国の基本指針に沿って見込み量を数値ではなく「事業の実施の有無」で定めます。



## (1) 必須事業

### サービスの概要と第4期計画期間の振返り

#### 理解促進研修・啓発事業

障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。

##### (該当・関連事業)

- ・地域で支える体制づくりモデル事業(28ページ。No.1108)
- ・精神保健福祉に関する普及啓発(33ページ。No.1204)
- ・地域活動支援センター事業(87ページ。No.2602)
- ・ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発(102ページ。No.3105)

事業は継続的に実施していますが、障害者差別解消法の普及啓発等とともに、今後も更なる取組が必要です。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
理解促進研修 ・啓発事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

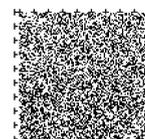
#### 自発的活動支援事業

障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業です。

##### (該当・関連事業)

- ・こころの健康支援センターの施設開放(126ページ。No.3606)
- ・当事者サロンの運営支援(127ページ。No.3607)

地域活動支援センター、こころの健康支援センターなどの事業、施設を活用し、当事者主体による活動の支援を行いました。



サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
自発的活動 支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有

## 相談支援事業

障害福祉サービスの「相談支援」とは異なり、いわゆる一般的な相談や幅広いケアマネジメントを行います。障害者やその家族からの相談に応じ、地域における生活のために必要な情報の提供や、障害福祉サービス利用に関する支援等、必要な支援を行う事業です。

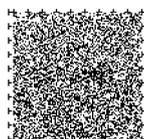
(該当・関連事業)

- ・ 障害者相談支援事業 (26 ページ。No.1102)
- ・ 基幹相談支援センター (26 ページ。No.1101)

ドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3事業所で障害者相談支援事業を実施するとともに、障害福祉課に基幹相談支援センターを設置し、3か所の相談支援事業所との連携を強化しつつ、相談支援の充実を図っています。

住宅入居等支援事業は、地域の体制整備等広域的な取組を中心として、障害者相談支援事業の一環として継続して実施しています。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
障害者相談 支援事業	箇所	計画	3	3	3
		実績	3	3	3
基幹相談支援 センター	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
市町村相談支援 機能強化事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有
住宅入居等 支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有



## 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方で、成年後見制度の利用に要する費用（申立費用、後見等報酬）の支払いが困難な方にその費用を支給する事業です。

（該当・関連事業）

- ・成年後見制度利用支援事業（43 ページ。No.1506）

申立する親族がいない障害者の申立費用を助成する事業としての利用実績はありませんが、障害福祉課にて市長申立ての支援を行った事例は継続的にはあり、ここでは当該件数を実績として計上します。

サービス種別	単位	区分	27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度 利用支援事業	件	計画	2	2	2
		実績 (計画比)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	2 (100.0%)

## 成年後見制度法人後見支援事業

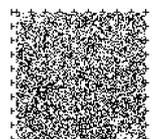
障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。

（該当・関連事業）

- ・多摩南部成年後見センターの運営（42 ページ。No.1504）

近隣4市と共同で設立・運営している一般社団法人多摩南部成年後見センターにおいて、福祉面に配慮した法人による後見事務等を実施していません。

サービス種別	単位	区分	27 年度	28 年度	29 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	計画	有	有	有
		実績	有	有	有



## 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、手話通訳・要約筆記などの方法により意思疎通支援を行う者の派遣を行う事業です。

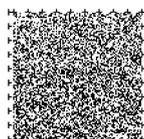
(該当・関連事業)

- ・聴覚障害者等コミュニケーション支援事業(47 ページ。No.1605)
- ・手話通訳者設置事業(47 ページ。No.1606)

利用実績は見込み量に達していませんが、より多くの方が必要時に手話通訳等を利用できる環境を確保するため、通訳者を今後も養成、確保していくことが必要です。

障害福祉課に手話通訳者(非常勤特別職)を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者等の手続きの支援を行っています。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
手話通訳者派遣	利用者数 (人)	計画	700	720	720
		実績 (計画比)	<b>558</b> (79.7%)	<b>544</b> (75.6%)	<b>564</b> (78.3%)
要約筆記者派遣	利用者数 (人)	計画	25	30	30
		実績 (計画比)	<b>5</b> (20.0%)	<b>7</b> (23.3%)	<b>26</b> (86.7%)
手話通訳者設置	設置者数 (人)	計画	1	1	1
		実績	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>



## 日常生活用具給付等事業

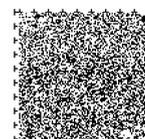
障害者等に対し、特殊ベッド、各種信号装置、ストーマ装具、住宅改修などの日常生活用具を給付する事業です。

(該当・関連事業)

- ・日常生活用具費の支給（48 ページ。No.1609）
- ・住宅改修費の支給（94 ページ。No.2710）

サービスの特性上、各年度で実績の差異がありますが、概ね計画値から極端に乖離することなく推移しています。利用者からの個別の相談に応じ支給決定を行うとともに、必要に応じて対象用具の見直し・追加等を行いました。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
介護・訓練 支援用具	利用件数 (件)	計画	15	15	15
		実績 (計画比)	<b>11</b> (73.3%)	<b>17</b> (113.3%)	<b>24</b> (160.0%)
自立生活 支援用具	利用件数 (件)	計画	35	35	35
		実績 (計画比)	<b>38</b> (108.6%)	<b>39</b> (111.4%)	<b>54</b> (154.3%)
在宅療養等 支援用具	利用件数 (件)	計画	30	30	30
		実績 (計画比)	<b>23</b> (76.7%)	<b>31</b> (103.3%)	<b>22</b> (73.3%)
情報・意思疎通 支援用具	利用件数 (件)	計画	30	30	30
		実績 (計画比)	<b>42</b> (140.0%)	<b>20</b> (66.7%)	<b>12</b> (40.0%)
排泄管理 支援用具	利用件数 (件)	計画	3,500	3,500	3,500
		実績 (計画比)	<b>3,164</b> (90.4%)	<b>3,635</b> (103.9%)	<b>4,065</b> (116.1%)
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件)	計画	15	15	15
		実績 (計画比)	<b>10</b> (66.7%)	<b>12</b> (80.0%)	<b>14</b> (93.3%)



## 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援を行う者（手話奉仕員）を養成する事業です。

専門性の高い手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員の養成は都道府県事業として実施されます。

（該当・関連事業）

・手話講習会事業（50 ページ。No.1622）

調布市社会福祉協議会が実施する手話通訳者養成事業に補助を行い、引き続き必要な手話奉仕員の確保を図りました。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員 養成研修事業	修了者数 (人)	計画	70	80	90
		実績 (計画比)	<b>98</b> (140.0%)	<b>103</b> (128.8%)	<b>110</b> (122.2%)

入門・基礎クラス修了者数

## 移動支援事業

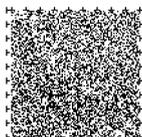
一人では外出できない知的障害者，精神障害者（発達障害者，高次脳機能障害者を含みます。），全身性障害者，難病患者等について，ガイドヘルパーを派遣し，外出の支援を行う事業です。

（該当・関連事業）

・移動支援事業（36 ページ。No.1301）

利用者数は増加傾向にあり，ニーズに応えられるだけの従事者の確保が課題となっています。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	利用時間数 (時間)	計画	12,500	13,000	13,500
		実績	<b>12767.5</b> (102.1%)	<b>13,887</b> (106.8%)	<b>14,406</b> (106.7%)
	利用者数 (人)	計画	160	165	170
		実績	<b>168</b> (105.0%)	<b>178</b> (107.9%)	<b>170</b> (100.0%)



## 地域活動支援センター

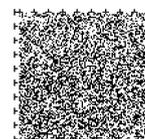
基本事業としての居場所機能，創作活動，生産活動の機会を提供するほか，相談支援事業や社会資源との連携，地域ボランティアの育成助言，障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

(該当・関連事業)

- ・地域活動支援センター事業(87ページ。No.2602)

ドルチェ，ちょうふだぞう，希望ヶ丘の3か所の相談支援事業所で事業を実施しています。相談支援事業の利用者数の増加とともに本事業の利用者数も計画値を上回るペースで増加しています。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター	設置箇所数 (箇所)	計画	3	3	3
		実績 (計画比)	<b>3</b> (100.0%)	<b>3</b> (100.0%)	<b>3</b> (100.0%)
	利用者数 (人)	計画	765	800	835
		実績	<b>806</b> (105.4%)	<b>855</b> (106.9%)	<b>962</b> (115.2%)



## 第5期計画における事業実施の方向性

引き続き基幹相談支援センター（障害福祉課）と、3か所の相談支援事業所を中心とした相談支援体制を継続し、障害のある方と家族の相談支援に取り組んでいきます。

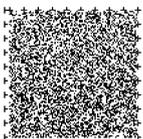
意思疎通支援事業については、これまでの実績をもとに見込み量を設定しますが、手話通訳、要約筆記は聴覚障害、音声機能障害または言語機能障害によりコミュニケーションに支援の必要な方の地域生活及び社会参加のために必須のものであり、今後も充実を図ります。

調布市社会福祉協議会が実施する養成事業への補助により、引き続き必要な手話奉仕員・手話通訳者の確保を図ります。

第5期計画より、調布市社会福祉協議会が実施する手話講習会の「基礎コース」修了者を見込み量として定めます。

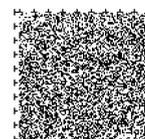
日常生活用具等給付事業では、製品の多様化に伴う利用者のニーズに的確に対応できるよう、対象用具や対象者の要件について必要に応じて検討します。

移動支援事業においては、従事者（ガイドヘルパー）の養成と専門性の向上のため、調布市福祉人材育成センターにおける研修事業を充実させ、サービス基盤の拡充を図ります。



## 【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有
相談支援事業					
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業					
手話通訳者派遣	人	564	600	600	600
要約筆記者派遣	人	26	25	25	25
手話通訳者設置	人	1	1	1	1
日常生活用具等給付事業					
介護・訓練支援用具	件	24	18	18	18
自立生活支援用具	件	54	43	43	43
在宅療養等支援用具	件	22	25	25	25
情報・意思疎通支援用具	件	12	25	25	25
排泄管理支援用具	件	3,835	3,800	3,800	3,800
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件	14	15	15	15
手話奉仕員養成研修事業	人	50	50	50	50
移動支援事業	時間	14,406	15,200	16,000	16,800
	人	170	175	180	185
地域活動支援センター	箇所	3	3	3	3
	人	962	1,000	1,050	1,100



## (2) 任意事業

### サービスの概要と第4期計画期間の振り返り

#### 訪問入浴サービス事業

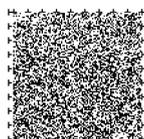
自宅において一人で入浴できない、常に介護を要する障害者に入浴車を派遣して室内で入浴サービスを行う事業です。

(該当・関連事業)

・訪問入浴サービス事業(33ページ。No.1205)

平成27年より夏季(7月から9月)における入浴提供回数の増加を実施し、利用回数、利用者数とも大きく増加しています。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
訪問入浴 サービス事業	利用回数 (回)	計画	600	660	720
		実績 (計画比)	<b>806</b> (134.3%)	<b>855</b> (129.5%)	<b>850</b> (118.1%)
	利用者数 (人)	計画	11	11	12
		実績 (計画比)	<b>17</b> (154.6%)	<b>21</b> (190.9%)	<b>19</b> (158.3%)



## 日中一時支援事業

障害者を一時的に預かって、見守りや社会的適応するための日常的な訓練などを行う事業です。

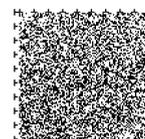
(該当・関連事業)

- ・日中一時支援事業(76ページ。No.2411)

平成28年度より事業を行う事業所の登録要件を緩和し事業拡大を図りました。利用者数は増加しているものの、利用日数は計画値で見込んだ拡大が達成できませんでした。

他の日中活動系サービスや放課後等デイサービスとともに、障害児・者の日中の活動場所としてニーズは高くなっています。

サービス種別	単位	区分	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	利用日数 (日)	計画	4,150	4,300	4,400
		実績 (計画比)	<b>3,792</b> (89.2%)	<b>3,622</b> (82.3%)	<b>4,150</b> (94.3%)
	利用者数 (人)	計画	105	110	115
		実績 (計画比)	<b>120</b> (114.3%)	<b>114</b> (103.6%)	<b>130</b> (113.0%)



## 第5期計画における事業実施の方向性

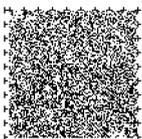
訪問入浴サービス事業では、事業の周知を図り、潜在的な利用希望者の掘り起しを図るとともに、今後も利用者に必要なサービスが提供できるよう事業を継続します。

日中一時支援事業では、障害児の放課後等デイサービス利用終了後の延長支援、障害者の平日夕方以降の過ごし方、障害児・者の休日の過ごし方などへの活用を想定し、事業所登録要件や支給額の見直しを含め、事業のあり方を検討していきます。

本計画に定める事業以外にも、地域生活支援事業に係る国補助金要綱の見直し等に対応し、必要に応じて新たな事業を位置づけて実施する等、取組の充実と必要な財源確保に努めます。

### 【サービス見込み量】

サービス種別	単位	29年度 (参考)	30年度	31年度	32年度
訪問入浴サービス事業	回	850	900	950	1,000
	人	19	20	21	22
日中一時支援事業	日	4,150	4,400	4,600	4,800
	人	130	136	143	150



### 3 成果目標

以下の分野については、特に具体的な「成果目標」を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点の整備
- (4) 福祉施設等から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標の設定にあたっては、その項目や考え方について国が基本指針<sup>( )</sup>を定め、市町村がそれらをもとにこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

---

平成 18 年厚生労働省告示第 395 号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」



## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活(グループホームや居宅生活など)への移行を推進します。

「第4章 1(3) 居住系サービス」における「施設入所支援」と同様に、障害児施設に入所している18歳以上の入所者を除いて算定しています

### 第4期計画期間の振り返り

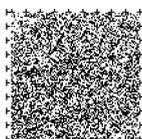
施設入所者数は、利用者の高齢化による高齢者施設への転所、入院等から目標値以上に減少していますが、地域生活への移行は目標に達していません。長期入所者の高齢化や重度障害者の入所割合が多くなっています。

#### 【目標1】施設入所者の地域生活への移行

平成25年度末時点の施設入所者数		139人
上記のうち、 平成29年度末までの地域移行者数(推計)	目標値	5人(4%)
	実績	2人(1.4%)

#### 【目標2】施設入所者数の削減

平成25年度末時点の施設入所者数		139人
平成29年度末の施設入所者数(推計)	目標値	139人(±0人)
	実績	136人(3人)



【目標1】施設入所者への地域生活への移行

国の基本指針

平成28年度末の施設入所者の9%以上が平成32年度末までに地域生活へ移行

調布市の考え方

過去の実績及び現在の入所者の実状から、第4期に引き続き国の基本指針とは異なり独自の目標を設定することとします。地域移行者数は、第1期から第4期まで各期間5人を目標としており、第5期においても同様の目標とします。

平成28年度末時点の施設入所者数		136人
上記のうち、 平成32年度末までの地域移行者数	目標値	5人(3.7%)

【目標2】施設入所者数の削減

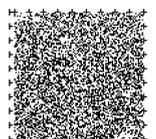
国の基本指針

施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減

調布市の考え方

施設入所のニーズもなお一定数存在することから、国の基本指針とは異なり、平成28年度末時点の入所者数を超えないことを目標とします。

平成28年度末時点の施設入所者数		136人
平成32年度末時点の施設入所者数	目標値	136人(±0人)



## (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者を地域で支える体制を整備します。

第5期計画からの新たな項目です。

### 第5期計画における成果目標

#### 【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

##### 国の基本指針

各圏域・市町村において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

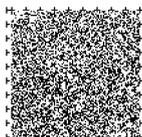
##### 調布市の考え方

現在実施している「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を本成果目標に定める協議の場として位置づけ、各機関の連携をさらに深めながら、必要な支援体制の検討を行っていきます。

##### (該当・関連事業)

- ・調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会(30ページ。No.1105)

上記のほか、「精神病床の1年以上の入院患者数の削減」及び「退院率」に関する成果目標を、都道府県において定めることとされています。



### (3) 地域生活支援拠点の整備

障害者の地域生活支援に必要な機能を集約し、地域におけるグループホームや障害者支援施設（入所施設）に附加したものである「地域生活支援拠点」を整備します。

地域の実情に応じて、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）として整備することも可能とされています

#### 【地域生活支援拠点の機能】

地域生活への移行，相談  
グループホーム等の体験  
緊急時の受入対応体制の確保  
人材の確保・養成  
その他地域の体制づくり等

#### 第4期計画期間の振り返り

ドルチェ，ちょうふだぞう，希望ヶ丘の3か所の相談支援事業所を中心として、「面的な体制」として整備するとの方針のもと，各機能の充実を進めました。

「調布市福祉人材育成センター」（50ページ。No.1621）の設置  
（平成27年度）

在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業」（46ページ.No.1602）を  
拡充し，新たに重度重複障害者向けの事業を開始（平成29年度）

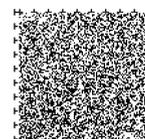
#### 第5期計画における成果目標

#### 【目標】地域生活支援拠点の設置

国の基本指針  
各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

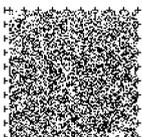
調布市の考え方

拠点として必要とされる機能は一定程度整備されていますが，今後も引き続き「面的な体制」としての各機能の充実を図っていきます。



調布市における「地域生活支援拠点」の構成（面的な体制）

機能	事業名
地域生活の移行, 相談	障害者相談支援事業(26 ページ, No.1102) 基幹相談支援センター(26 ページ, No.1101)
グループホーム等の体験	知的障害者グループホームの運営 (グループホームすてっぷ) (92 ページ, No.2701)
緊急時の受け入れ体制の確保	在宅障害者ショートステイ事業 (46 ページ, No.1601) 在宅障害者(児)委託型緊急一時保護事業 (46 ページ, No.1602) 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 (あんしんネット)(28 ページ, No.1108)
人材の確保・養成	調布市福祉人材育成センター (50 ページ, No.1621)
その他地域の体制づくり等	障害者地域自立線協議会 (126 ページ, No.3605)



## (4) 福祉施設等から一般就労への移行等

より多くの障害者が一般就労できるよう、福祉施設等での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

### 第4期計画期間の振り返り

新規就職者はほぼ横ばいで推移しており、目標達成に至っていません。その一方で、定着支援（就職した後の継続支援）の対象者は年々増加しています。

#### 【目標1】就労移行支援事業等<sup>(1)</sup>を通じての一般就労への移行者数

平成24年度の年間一般就労者数		20人
平成29年度の年間一般就労者数	目標値	40人(2倍)
	実績	26人 28年度

#### 【目標2】障害者就労支援事業<sup>(2)</sup>による一般就労者数

平成25年度の年間一般就労者数		54人
平成29年度末の施設入所者数(推計)	目標値	77人
	実績	68人 28年度

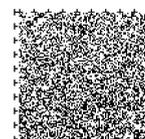
#### 【目標3】「就労移行支援」事業所の就労移行率<sup>(3)</sup>

就労移行率	目標値	5割以上の市内事業所が30%以上の就労移行率を達成
	実績	83.3%(6事業所中の5事業所)の市内事業所が30%以上の就労移行率を達成

1 生活介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）を行う施設をいいます。

2 障害者就労支援事業：80ページ。No.2501

3 就労移行率 = 一般就労への移行者数 ÷ 就労移行支援事業の利用者数



## 第5期計画における成果目標

### 【目標1】就労移行支援事業等を通じての一般就労への移行者数

国の基本指針

平成32年度中の一般就労への移行者数を平成28年度の1.5倍以上

調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を設定します。(目標値は第4期計画と同数)

平成28年度の年間一般就労者数		26人
平成32年度の年間一般就労者数	目標値	40人(1.5倍)

### 【目標2】障害者就労支援事業による一般就労者数

【目標1】に加え、就労移行支援事業及びその他の法に定める障害福祉サービスの利用による就労に限らず、より広い視点で一般就労への移行の推進を図るため、第4期と同様に独自に標記の指標により目標値を定めます。

平成28年度の年間一般就労者数		68人
平成32年度の年間一般就労者数	目標値	77人

### 【目標3】「就労移行支援」事業の利用者数

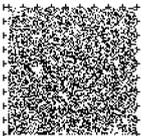
国の基本指針

平成32年度末における「就労移行支援」事業の利用者数を、平成28年度末から2割以上増加

調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を設定します。

平成28年度末の「就労移行支援」利用者数		55人(平成29年3月)
平成32年度末の「就労移行支援」利用者数	目標値	66人(1.2倍)



## 【目標4】「就労移行支援」事業所の就労移行率

国の基本指針

平成32年度に全体の5割以上の「就労移行支援」事業所が、就労移行率3割以上を達成

調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を設定します。

平成28年度の就労移行率		83.3%(6事業所中の5事業所)の市内事業所が30%以上の就労移行率を達成
平成32年度の就労移行率	目標値	5割以上の市内事業所が30%以上の就労移行率を達成

## 【目標5】「就労定着支援」1年後の就労定着率

国の基本指針

「就労定着支援」を利用開始して1年後の就労定着率が80%以上

調布市の考え方

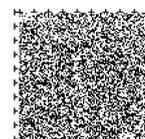
国の基本指針に沿って目標値を設定します。

平成32年度における「就労定着支援」利用開始から1年後の就労定着率	目標値	80%以上
-----------------------------------	-----	-------

## 【目標6】障害者就労支援事業による一般就労者数

【目標5】に加え、就労定着支援の利用に限らず、より広い視点で一般就労への定着の推進を図るため、独自に標記の指標により目標値を定めます。

平成32年度における「障害者就労支援事業」による支援開始から1年後の就労定着率	目標値	80%以上
---	-----	-------



## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児の地域生活を支えるサービスの提供体制を整備します。

第5期計画からの新たな項目です。

### 第5期計画における成果目標

#### 【目標1】「児童発達支援センター」<sup>( )</sup>の設置

国の基本指針

各市町村において、少なくとも1か所設置する。

調布市の考え方

「子ども発達センター」において、児童発達支援センターへの移行体制を整備します。

(該当・関連事業)

- ・子ども発達センターの児童発達センターへの移行  
(58ページ。No.2109)

#### 【目標2】「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築

国の基本指針

各市町村で「保育所等訪問支援」を利用できる体制を構築

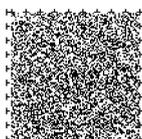
調布市の考え方

既に「子ども発達センター」において、平成26年1月から保育所等訪問支援事業を開始しており、今後も同事業を継続して実施します。

(該当・関連事業)

- ・保育所等訪問支援事業(58ページ。No.2108)

児童発達支援センター：児童福祉法に基づく「施設」の名称。「児童発達支援」などの通所による療育のほか、保育所等訪問支援などの地域支援を行う、障害児支援の中核的な施設とされており、人員、設備などの要件が、「児童発達支援」事業を行うのみよりも厳しくなっています。



### 【目標 3】重症心身障害児を支援する施設の確保

---

#### 国の基本指針

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保

#### 調布市の考え方

平成 29 年 10 月に、市内に重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所が開設しました。引き続き、開設経費等の補助制度の継続により、事業所の開設を推進します。

また、「子ども発達センター」の通園事業において、医療的ケアが必要な児童の受入れについて、課題整理、体制整備を行っていくとともに、「調布基地跡地福祉施設（仮称）」の整備において、児童発達支援、放課後等デイサービス等の児童を対象とした事業の実施についても検討します。

#### （該当・関連事業）

- ・子ども発達センターにおける医療的ケア対応( 53 ページ。No.1633 )
- ・調布基地跡地福祉施設( 仮称 )整備への参画( 53 ページ。No.1635 )

### 【目標 4】医療的ケア児支援の協議の場の設置

---

#### 国の基本指針

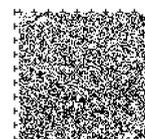
各道府県、圏域、市町村において、平成 30 年度末までに医療的ケア児の支援についての協議の場を設置する。

#### 調布市の考え方

平成 29 年度より調布市障害者地域自立支援協議会に設置した「医療的ケアを必要とする重度障害児・者の地域生活のワーキング」を、本成果目標に定める協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討を行っていきます。

#### （該当・関連事業）

- ・障害者地域自立支援協議会の運営( 126 ページ。No.3605 )

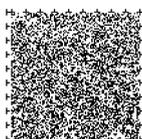


## 【再掲一覧】 障害福祉サービス等・地域生活支援事業の見込み量

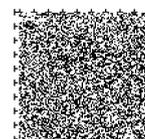
（第5期調布市障害福祉計画・第1期調布市障害児福祉計画）

### 障害福祉サービス等

サービス種別		29年度 実績	30年度 見込み量	31年度 見込み量	32年度 見込み量
訪問系サービス	居宅介護	20,112 時間 255 人	20,500 時間 260 人	21,000 時間 265 人	21,500 時間 270 人
	重度訪問介護	155,750 時間 53 人	164,000 時間 55 人	172,000 時間 57 人	180,000 時間 59 人
	同行援護	11,060 時間 45 人	11,400 時間 47 人	11,700 時間 49 人	12,000 時間 51 人
	行動援護	9,544 時間 58 人	10,000 時間 60 人	10,500 時間 62 人	11,000 時間 64 人
	合計	196,466 時間 426 人	205,900 時間 422 人	215,200 時間 433 人	224,500 時間 444 人
日中活動系サービス	生活介護	88,290 日 410 人	92,400 日 420 人	94,600 日 430 人	96,800 日 440 人
	自立訓練 (機能訓練)	164 日 1 人	750 日 5 人	750 日 5 人	750 日 5 人
	自立訓練 (生活訓練)	7,756 日 132 人	7,750 日 140 人	7,750 日 140 人	7,750 日 140 人
	就労移行支援	8,956 日 80 人	8,600 日 86 人	9,100 日 91 人	9,600 日 96 人
	就労継続支援 A型	4,572 日 25 人	4,700 日 28 人	5,000 日 30 人	5,300 日 32 人
	就労継続支援 B型	88,350 日 593 人	90,000 日 600 人	91,500 日 610 人	93,000 日 620 人
	就労定着支援	- 人	3 人	5 人	7 人



サービス種別		29年度 実績	30年度 見込み量	31年度 見込み量	32年度 見込み量
居住系サービス	施設入所支援	142人	140人	138人	136人
	療養介護	21人	21人	21人	22人
	共同生活援助	220人	228人	236人	244人
	自立生活援助	-人	3人	4人	5人
	短期入所	7,332日 160人	7,500日 165人	7,750日 170人	8,000日 175人
相談支援	計画相談支援	800人	1,400人	1,450人	1,500人
	地域移行支援	3人	5人	5人	5人
	地域定着支援	2人	20人	30人	40人
	障害児 相談支援	80人	310人	330人	350人
児童通所サービス	児童発達支援	9,940日 120人	11,300日 125人	11,700日 130人	12,100日 135人
	医療型 児童発達支援	400日 6人	450日 8人	450日 8人	450日 8人
	放課後等 デイサービス	40,942日 325人	41,800日 335人	43,700日 350人	45,600日 365人
	居宅訪問型 児童発達支援	-日 -人	24日 2人	36日 3人	48日 4人
	保育所等 訪問支援	24日 2人	60日 5人	60日 5人	60日 5人



地域生活支援事業

サービス種別		29年度 実績	30年度 見込み量	31年度 見込み量	32年度 見込み量
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所
	基幹相談支援センター	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		2人	2人	2人	2人
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	564人	600人	600人	600人
	要約筆記者派遣	26人	25人	25人	25人
	手話通訳者設置	1人	1人	1人	1人
日常生活用具等給付事業	介護・訓練支援用具	24件	18件	18件	18件
	自立生活支援用具	54件	43件	43件	43件
	在宅療養等支援用具	22件	25件	25件	25件
	情報・意思疎通支援用具	12件	25件	25件	25件
	排泄管理支援用具	3,835件	3,800件	3,800件	3,800件
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	14件	15件	15件	15件
手話奉仕員養成研修事業		7人	10人	10人	10人
移動支援事業		14,406時間 170人	15,200時間 175人	16,000時間 180人	16,800時間 185人
地域活動支援センター		3か所 962人	3か所 1,000人	3か所 1,050人	3か所 1,100人
訪問入浴サービス事業		850回 19人	900回 20人	950回 21人	1,000回 22人
日中一時支援事業		4,150日 130人	4,400日 136人	4,600日 143人	4,800日 150人

